

## 松川町小規模事業者等家賃支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上減少や事業縮小等を余儀なくされた小規模事業者等を支援するため、小規模事業者等家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和45年松川町規則第4号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 主たる事業所若しくは店舗 事業活動の中心として全事業を統括する事務所若しくは店舗
- (2) 家賃 事業者が事業の用に供するために建物を直接占有し、使用・収益（物を直接に利活用して利益・利便を得ること）するために賃借している建物の賃貸借契約に定める賃借料、共益費及び管理費又はこれに相当する利用契約等に定める利用料等の月額をいう。（光熱水費等の変動経費を除く）

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に主たる事業所若しくは店舗等を有していること。
- (2) 令和3年5月1日時点の常時使用する従業員が20人以下である法人及び個人事業主。
- (3) 令和3年2月から令和3年12月までのいずれかの月（以下「対象月」という。）の売上高が、前年又は一昨年の同月比100分の30以上減少していること。ただし、起業後1年未満の場合は起業後のいずれかの月、業態変化により単純比較できない場合は、対象月の売上高を令和元年12月の売上高、又は前年、若しくは一昨年の月平均の売上高を比較した額が100分の30以上減少していること。

- (4) 個人事業主については、前号に係る事業収入が全収入の100分の50以上であること。
- (5) 町税に滞納がないこと。
- (6) 町独自のガイドラインの対象となる事業者については、「しっかりやっつとるでな宣言」を実施していること。町独自のガイドラインの対象とならない事業所について、「信州の安心なお店」に該当する事業所はこれに登録していること。また、前記のいずれにも該当とならない事業所については、所管省庁等が示す業種毎のガイドライン等を遵守していること。
- (7) その他町長が対象と認める者  
(補助対象外となる事項)

第4条 次の各号の掲げる事項に該当するものは、補助対象外とする。

- (1) 補助対象事業者が借りている建物の一部を第三者に転貸しているとき。
- (2) 賃貸人が補助対象事業者（法人）の役員であるとき。
- (3) 賃貸人が補助対象事業者（個人）の配偶者または一親等以内の親族であるとき。
- (4) 共益費及び管理費について、賃料について規定された契約書と別の契約書に規定されている場合、その共益費及び管理費
- (5) 月々の支払家賃が3万円未満の者
- (6) その他町長が対象外と認める者  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、申請時の直近1ヶ月における支払い賃料の3分の2以内で3ヶ月分相当とし、上限10万円とする。ただし、1対象事業者が申請できるのは1回のみとする。

- 2 前項の金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。  
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、松川町小規模事業者等家賃補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認ができる書類
- (2) 対象月と比較するための前年又は一昨年の売上高が確認できる書類

- (3) 対象月の売上高が確認できる書類
- (4) 賃貸借契約書等の写し
- (5) 賃料を支払ったことが確認できる書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。この場合において、補助金の交付をもって、交付申請の際に申請者が承諾した条件のもとで交付決定、及び交付金額について申請者に通知されたものとみなす。

- 2 前項の規定に基づく交付の適否を決定するときは、規則第13条に規定する交付すべき補助金の額の確定を併せて行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出は省略するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過期間)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限りでその効力を失う。